

西尾市子育て・多世代交流プラザ指定管理者業務仕様書 の変更について

仕様書10ページ

別紙2 配置職員に必要な資格及び配置計画

1 配置職員に必要な資格

変更なし

2 配置計画

(1)～(3) 変更なし

【変更前】

- (4) 休館日に子育て支援センターいっしきが開所する場合は、子育て支援センターいっしきの職員が本施設出入口の開錠・施錠を行う。なお、令和10年度からの休館日（月曜日のみ）については、西尾市社会福祉協議会一色支所の職員が本施設出入口の開錠・施錠を行う。ただし、施設等の保守点検業務の立ち合い等は指定管理者が行うものとする。

【変更後】

- (4) 休館日に子育て支援センターいっしきが開所する場合は、本施設の職員が本施設出入口の開錠・施錠を行う。ただし、貸室に係る受付、許可等の受付業務は行わない。
なお、令和10年度からの休館日（月曜日のみ）については、西尾市社会福祉協議会一色支所の職員が本施設出入口の開錠・施錠を行う。ただし、施設等の保守点検業務の立ち合い等は指定管理者が行うものとする。

(5)～(8) 変更なし